

## 1. 検討経緯

本明川ダム建設事業については、平成 22 年 9 月 28 日に国土交通大臣から九州地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「検証要領細目」という。)に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

九州地方整備局では、検証要領細目に基づき、本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成 22 年 12 月 24 日に設置し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど、検討の場の進め方に関する事項を定めた。

本明川ダム建設事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の 3 つの目的のうち、新規利水については、利水参画者である長崎県南部広域水道企業団に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検、確認及び代替案が考えられないか検討するよう平成 22 年 12 月 24 日付けで文書にて要請を行った。

その後、利水参画者から平成 23 年 2 月 14 日及び平成 23 年 6 月 24 日に水需給計画の精査に時間を要しているため要請に対する回答の猶予の依頼があり、検討の場の開催を見合わせていたが、利水参画者より回答の目処が示されたことから、平成 25 年 3 月 18 日に「第 1 回検討の場」を開催し洪水調節、流水の正常な機能の維持について、対策案の立案及び概略評価による対策案の抽出を行った。

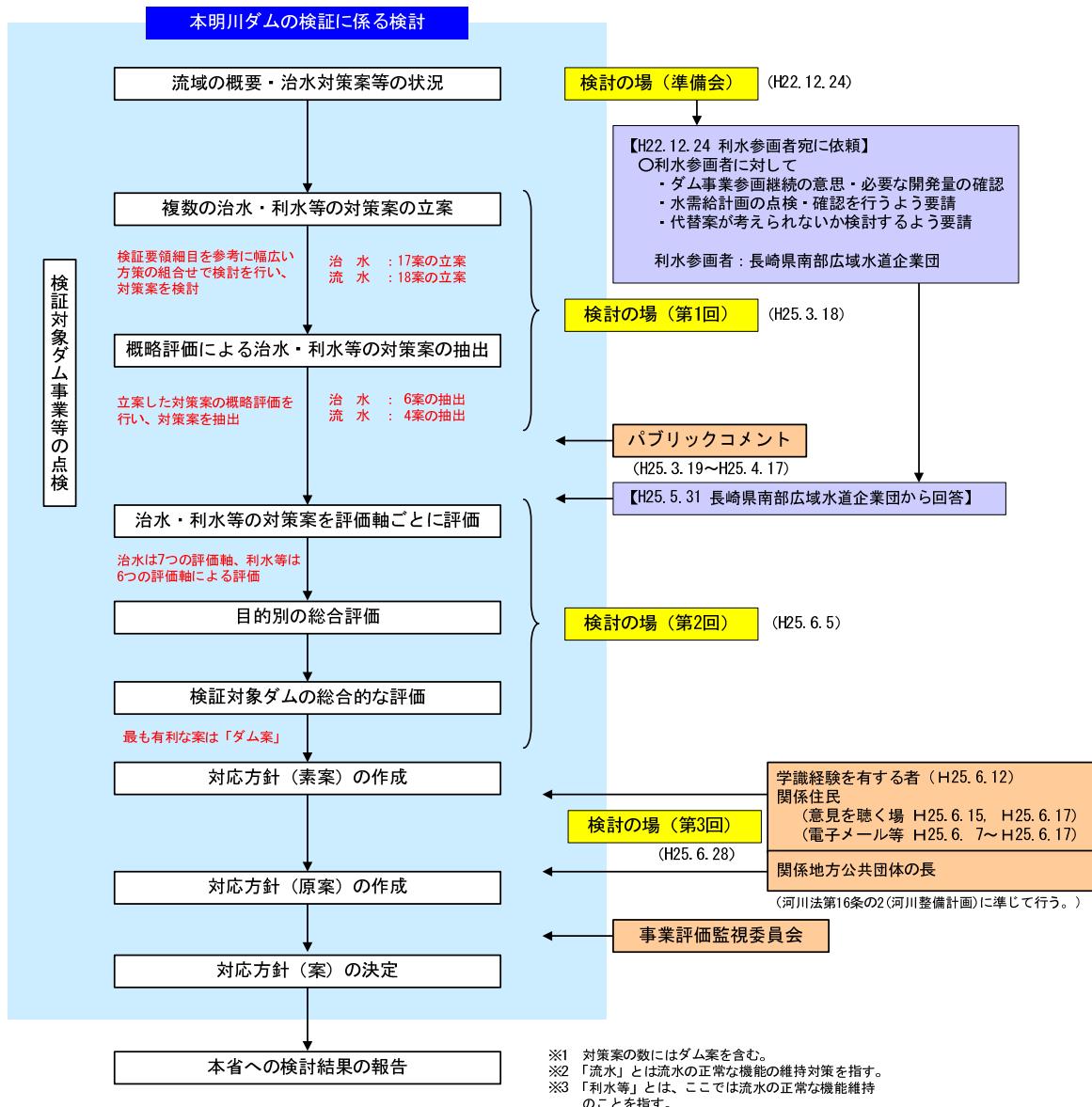
平成 25 年 5 月 31 日には、利水参画者からダム事業参画継続の意思なしとの回答を得たことから、平成 25 年 6 月 5 日に「第 2 回検討の場」を開催し、本明川ダム建設事業における洪水調節、流水の正常な機能の維持の 2 つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成 25 年 3 月 19 日から 4 月 17 日まで、洪水調節、流水の正常な機能の維持の目的ごとに「提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」及び「複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行った。

そして、これまでの検討結果をとりまとめた「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」(以下、「本報告書(素案)」という。)を作成し、平成 25 年 6 月 7 日から平成 25 年 6 月 17 日までの間に電子メール等による意見募集を行い、平成 25 年 6 月 15 日と平成 25 年 6 月 17 日の 2 日間、本明川流域内の会場において関係住民の意見聴取を行った。また、平成 25 年 6 月 12 日には、学識経験を有する者から意見聴取を行った。

これらを踏まえ、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」(以下「本報告書(原案)案」という。)を作成したところである。

なお、本明川ダム建設事業の検証に係る検討フローについて図 1-1 に示す。



※1 対策案の数にはダム案を含む。  
 ※2 「流水」とは流水の正常な機能の維持対策を指す。  
 ※3 「利水等」とは、ここでは流水の正常な機能維持のことを指す。

図 1-1 本明川ダム建設事業の検証に係る検討フロー図

## 1.1 検証に係る検討手順

本明川ダム建設事業の検証に係る検討（以下「本明川ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、事業の投資効果について、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダムの概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は 4.1 に示すとおりである。

なお、利水参画者からダム事業参画継続の意思なしとの回答を得たことから、本明川ダム検証では、「事業の進捗の見込みの視点、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点」から、「複数の治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は以下のとおりである。

### 1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

#### (1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは本明川ダムを含む案とし、その他に本明川ダムを含まない方法による 16 案、計 17 案の治水対策案を立案した。その結果等は 4.2.1～4.2.3 に示すとおりである。

#### (2) 概略評価による治水対策案の抽出

本明川ダムを含まない 16 案の治水対策案について概略評価を行い、本明川ダムを含む 6 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.4 に示すとおりである。

#### (3) 治水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 6 案の治水対策案について、7 つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.2.5 及び 4.5.1 に示すとおりである。

### 1.1.2 新規利水

検証要領細目第4に基づき、本明川ダム建設事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検、確認及び代替案が考えられないか検討するよう平成22年12月24日付け文書にて要請し、利水参画者から継続の意思なしの回答を得た。

### 1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第4に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価及び目的別の総合評価を行った。

#### (1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは本明川ダムを含む案とし、その他に本明川ダムを含まない方法による17案、計18案の流水の正常な機能の維持対策案を立案した。その結果等は4.4.1～4.4.3に示すとおりである。

#### (2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

本明川ダムを含まない17案の流水の正常な機能の維持対策案について概略評価を行い、本明川ダムを含む4案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。その結果等は4.4.4～4.4.6に示すとおりである。

#### (3) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した4案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.4.7及び4.5.2に示すとおりである。

### 1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、本明川ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.6に示すとおりである。

### 1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析について、洪水調節及び流水の正常な機能の維持に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき算定を行った。その結果等は5.に示すとおりである。

## 1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

### 1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

本明川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解して、検討内容の認識を深めることを目的として、平成22年12月24日に準備会を開催したうえで検討の場を設置し、その後、平成25年6月5日までに2回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。検討の場の構成を表1.2-1に、検討の場の実施経緯を表1.2-2に示す。

また、構成員については、流域内の諫早市、雲仙市に確認した結果、雲仙市より構成員を辞退したいという申し入れがあった。

表1.2-1 検討の場の構成

	所属等
構成員	長崎県知事 諫早市長
検討主体	九州地方整備局 局長

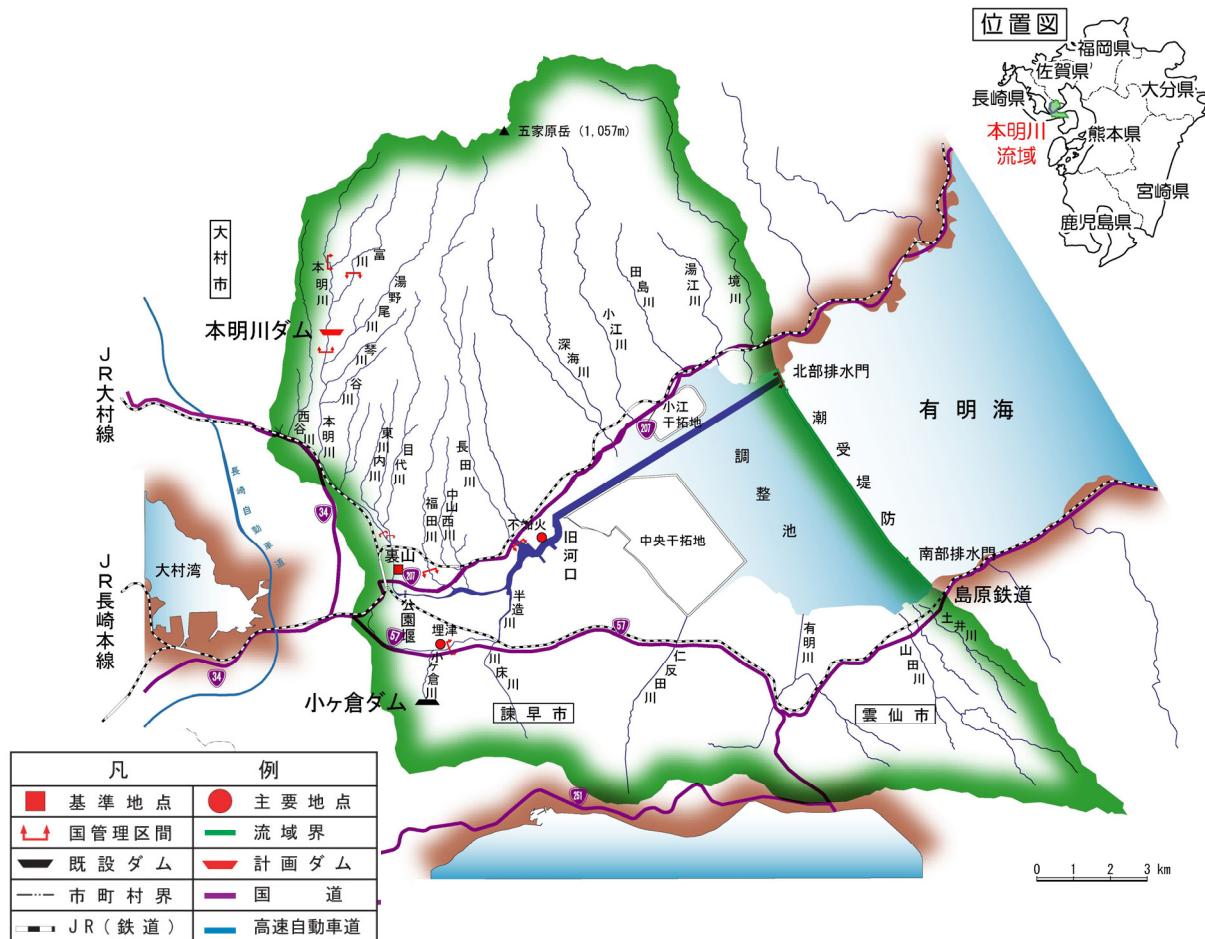


図1.2-1 本明川流域図

表 1.2-2 検討の場の実施経緯

(平成 25 年 6 月 28 日現在)

月 日	実 施 内 容	
平成 22 年 9 月 28 日	ダム事業の検証に 係る検討指示	国土交通大臣から九州地方整備局長に指示
平成 22 年 12 月 24 日	検討の場（準備会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■規約・構成員等について</li> <li>・「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」</li> <li>■「今後の治水対策案のあり方について 中間とりまとめ」について</li> <li>■本明川流域の概要について</li> <li>■検証に係る検討の進め方について</li> <li>■利水参画者に対する確認・要請について</li> </ul>
平成 25 年 3 月 18 日	検討の場（第 1 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■治水対策案の検討</li> <li>・複数の治水対策案の立案について</li> <li>・概略評価による治水対策案の抽出</li> <li>■流水の正常な機能の維持対策案の検討</li> <li>・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案について</li> <li>・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出</li> <li>■パブリックコメントの募集について</li> <li>・「提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」「複数の対策案に係る概略評価及び抽出」を対象</li> </ul>
平成 25 年 6 月 5 日	検討の場（第 2 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本明川ダム建設事業等の点検</li> <li>・計画案の前提となるデータ等の点検</li> <li>■パブリックコメントの結果について</li> <li>・「提示した複数の対策案以外の具体的な対策案の提案」「複数の対策案に係る概略評価及び抽出」等についての意見を紹介</li> <li>・各目的別の対策案に関するパブリックコメントに対する検討主体の考え方を説明</li> <li>■治水対策案の検討</li> <li>・治水対策案を評価軸ごとに評価、総合評価（案）</li> <li>■関係河川使用者等への意見聴取の結果について</li> <li>■流水の正常な機能の維持対策案の検討</li> <li>・流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、総合評価（案）</li> <li>■検討対象ダムの総合的な評価</li> <li>・本明川ダム建設事業の総合的な評価</li> <li>■意見聴取等の進め方</li> <li>■「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）案」について</li> </ul>
平成 25 年 6 月 28 日	検討の場（第 3 回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学識経験を有する者、関係住民への意見聴取の結果について</li> <li>■「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について</li> </ul>

### **1.2.2 パブリックコメント**

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成25年3月19日から平成25年4月17日の30日間に「提示した複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）以外の具体的対策案の提案」及び「複数の対策案（治水対策案、流水の正常な機能の維持対策案）に係る概略評価及び抽出に対する意見」を対象としたパブリックコメントを行い、7通のご意見を頂いた。その結果を6.2に示す。

### **1.2.3 意見聴取**

「本報告書（素案）」を作成した段階で、河川法第16条の2に準じて、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施した。その結果は6.3に示すとおりである。

今後、関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

### **1.2.4 事業評価**

今後、九州地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

### **1.2.5 情報公開**

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・検討の場、パブリックコメント及び意見聴取の実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局ホームページで公表した。
- ・検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局ホームページで公表した。